

公表日：2026年3月31日

男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全労働者	67.9%
正社員	64.6%
パート・有期社員	63.2%

対象期間：令和7年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

パート・有期社員：パート、嘱託社員、時短正社員、アルバイト、特定技能生、技能実習生を含み、派遣社員を除く。

※なお、時短労働者については所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。